



南郷商工会HP



気になるお店

# 商工会だより No.23

2022/6/1 発行

発行：南郷商工会 TEL0178-82-2348 FAX0178-82-3545  
八戸市南郷大字市野沢字中市野沢 44-33

## 「令和4年度第59回通常総会」終了 今年度の重点事業が決まりました

### ①八戸市商業団体等販売促進支援事業等の実施による消費の喚起を行う

八戸市の補助を受け、プレミアム商品券発行等により、消費の喚起と購買力の向上により地域経済の活性化を図ります。

### ②事業環境変化対応型支援事業の実施

新型コロナウイルス感染症、働き方改革、デジタル化、インボイス制度導入等の事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者に対して、売り上げ向上、利益率アップ、コストダウン、及び社内体制整備等に係る経営相談や国により講じられる各種支援施策申請サポート対応等の支援を行います。

### ③伴走型小規模事業者支援推進事業の効果的実施

小規模事業者の経営力向上と発展を図るため、経営発達支援計画に基づき事業計画策定及び策定後のフォローアップなど個社支援に軸足を置いた支援を行い、個別による事業承継相談や創業支援指導等により、廃業率の低下や空き店舗数の減少に努め、小規模事業者数の維持を図ります。

### ④商工会広域連携事業の実施

地域商工業の総合的な改善・発達を図り、会員サービスの向上及び組織の効率的且つ効果的な運営に資するため、南郷商工会、南部町商工会、階上町商工会3商工会の広域連携事業を実施してまいります。

### ⑤むらおこし総合活性化事業の推進

八戸ワインを活用した観光開発のための環境整備事業を実施し、地域の様々な観光資源や食を織り交ぜた、新しい観光開発に挑戦する他、観光の充実を図り、地域への外来者を増やし、地域内の回遊性を高め、地域経済の活性化を図ります。

### ⑥地域商工業者の情報発信事業の推進

管内店舗の取扱商品やサービスをインターネット等を通じ情報発信することにより、商店の特徴やサービスの認知度向上に努め、利用客の増加及び販路拡大を図ります。

## 伴走型支援事業の参加者を募集中です

経営力向上や事業の発展を図る為に、事業計画策定、事業承継、創業支援、取扱商品の販路拡大を目指している事業者を対象にして、専門家と職員が一緒になり戦略や計画を考え支援いたします。只今参加事業者を募集中です。

## 記帳や帳簿作成でお困りの方は

商工会の「ネットde記帳」をご利用下さい



## ネットde記帳のメリット

- ① ネットde記帳は、インターネットを利用して帳簿入力～電子申告まで出来る会計システム
- ② ネットde記帳で入力したデータ等は、商工会連合会が一元管理しているので、データの保護やセキュリティも安心
- ③ インターネットに接続できる環境があれば、いつでもどこでもすぐに利用可能。
- ④ 安心してご利用いただくために、サポート体制も万全「忙しくて中々経理業務に手が回らない」など様々な事情によりお困りの場合、商工会が皆様の記帳を代わりにお手伝いします

## 経済産業省 新型コロナウイルス に関連

した感染症対策情報は [こちら](#)



経済産業省の支援策  
(2022年5月27日時点)

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

### 南郷地域における固定資産税の課税免除について

「八戸市過疎対策のための固定資産税の特別措置に関する条例」が制定されたことから、南郷地域において振興すべき業種として定められた事業の用に供する設備の取得等をした場合、申請により固定資産税の課税免除が受けられます。

<設備の取得等とは>

- 取得又は製作若しくは建設
  - 建物及びその附属設備については、改修(増築、改築、修繕又は模様替)のための工事による取得又は建設を含む
- ※ただし、資本金等の額が5,000万円超の法人については、新設又は増設に係る取得等に限る。

●対象地域 南郷地域

- 対象業種
- ・製造業
  - ・情報サービス業等  
(情報サービス業、有線放送業、インターネット付随サービス業等)
  - ・農林水産物等販売業  
(南郷地域で生産された農林水産物又はそれを原料若しくは材料として製造、加工、調理したものを店舗において主に南郷地域以外の地域の者に販売することを目的とする事業のこと。)  
例：観光客向けの農林水産物販売所、農家レストラン等
  - ・旅館業  
(下宿営業を除く)

●対象資産

家屋	建物及び附属設備のうち、直接事業の用に供する部分
償却資産	機械及び装置のうち、直接事業の用に供する部分
土地	上記家屋及び償却資産に係る土地 (取得後1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合に限る)

●適用要件

- ・青色申告書を提出する個人又は法人
- ・租税特別措置法第12条第4項の表第1号又は第45条第3項の表第1号の規定の適用を受ける設備
- ・取得価額が次の区分に応じた金額以上(土地は含まない)



お問い合わせ先

総合政策部 南郷事務所  
〒031-0111 八戸市南郷大字市野沢字黒坂 11-10  
電話：0178-82-2111 (代表)

## マチニワイベント 支援事業

受付中

マチニワでは、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んだ観光・飲食等の需要回復と中心市街地をはじめとする地域経済の活性化を図ることを目的に、マチニワを会場とした飲食・物販を伴うイベントの開催を支援するため、対象となるイベントを開催する際の使用料を免除します。

**対象者** 八戸市内で飲食・物販等を行う店舗又は事業所等を有し、恒常的な営業の実態がある方

- 対象イベント**
- マチニワで開催される飲食・物販を主とするイベント
  - 上記対象者3人以上が共同で開催するイベント
  - 来街者の増加や地域経済への波及効果が見込まれるイベント
  - 必要な感染症対策を講じて行うイベント
  - 原則マチニワ全体を使用して行うイベント

**支援内容** 施設使用料及び設備器具使用料の全額免除

**イベントの対象期間** 令和4年5月28日(土)～令和5年3月31日(金)  
※但し、5月2日(月)以降にマチニワの使用許可申請をしたイベントに限る

- その他条件**
- 1回の申請で使用できる期間は、連続した3日間まで
  - 支援制度の申し込み時に支援対象者となるのは対象期間中2回まで  
※但し、同一申請者の申請回数には制限なし



## 令和4年度 業務改善助成金 (通常コース)のご案内

『業務改善助成金(通常コース)』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成します。

賃金引上げ

設備投資等

設備投資等に準じた費用の一部を助成

詳しくはHPをご覧ください!

業務改善助成金 検索

概要

※申請期限：令和5年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】(※2) 4/5 生産性要件を満たした場合は9/10(※3)
		2~3人	50万円		
		4~6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2~3人	70万円		
		4~6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2~3人	90万円		
		4~6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2~3人	150万円		
		4~6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上乗額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります  
①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場  
②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年30%以上増加している事業者  
(※2) 対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。  
(※3) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。



中小法人・個人事業者のための

## 事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期限を2022年6月17日(金)まで延長しました。

これから申請をお考えの事業者の皆様におかれは、お早めに必要書類を準備して、登録確認機関での事前確認を受けた上で、申請してください。

- 5月31日(火)までに、必ず「アカウント発行」を行ってください。  
(5月31日(火)までにアカウントを発行しないと、申請することができません。)
- 6月14日(火)までに、申請前に必要な「登録確認機関による事前確認」を受けてください。

1 事業復活支援金ホームページへ。  
事業復活支援金 検索  
<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

2 トップページのSTEP1にある「仮登録(申請ID発番)する」をクリックし、アカウントを発行。

2 6月14日(火)までに、申請前に必要な「登録確認機関による事前確認」を受けてください。

※登録確認機関による事前確認は、事前確認が必要です。  
※申請確認に必要な書類は、事業復活支援金ホームページで確認ください。  
※お近くの登録確認機関は、事業復活支援金ホームページで検索するか、相談窓口までお問い合わせください。

相談窓口

お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。  
0120-789-140 (受付時間) 03-6834-7593  
(携帯番号からもつながります) (受付時間) 8:30-19:00 (土日・祝日も受付)



